

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和８年第３回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第９１号ほか５件の審査の経過及び結果について、水戸市議会会議規則第１０１条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、９月１７、１８日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

１ 議案第９２号 水戸市市民センター条例の一部を改正する条例

本案は、施設の利用状況を踏まえ、市外居住者を含む団体のうち、構成員に占める水戸市民の割合が７割未満の団体から使用料を徴収するため、関係規定の整備を行うものであり、歳入見込額について、対象団体及び使用料の設定の考え方について、使用料の支払い方法及び減免対象について、罰則規定について、制度変更の周知方法について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「デジタル弱者にも配慮しつつ、誰もが利用しやすい制度となるように努められたい」、「利用者の不満や混乱が生じないように、分かりやすい丁寧な周知に取り組まれたい」、「施設の使用許可の判断に当たっては、公平性の確保に努められたい」、「市有施設の利用に関して、水戸市民であることにメリットを感じられるような政策の在り方を推進されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

２ 議案第９６号 財産の取得について（ハイブリッドＩＰ無線機器）

本案は、防災・減災対策の強化に向けて、市役所や指定避難所等で活用するハイブリッドＩＰ無線機器を取得するものであり、デジタル簡易無線機能の通信可能範囲について、停電時の利用について、無線を活用した訓練の実施について、更新の時期及び費用について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「災害時に確実に使用できるよう、平時から訓練を実施するとともに、当該製品の適切な維持管理に取り組まれたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

３ 議案第９７号 財産の取得について（防災倉庫）

本案は、防災・減災対策の強化に向けて、小中学校に設置する防災倉庫を取得するものであり、耐震性及び耐水性について、現在の整備状況及び今後の見通しについて、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「未設置とな

っている小中学校への早期の整備を図られたい」、「激甚化した災害にも利用できるよう、設置場所や設置方法を考慮されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第98号 令和8年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、第1表中歳出中第3款及び第2表債務負担行為補正を除く）

本案は、地震時の電気火災の発生抑制に効果がある感震ブレーカーの設置促進に向けた補助制度の創設等について補正措置を講じるものであり、制度の概要について、補正予算計上の時期について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「市民が制度の内容を確実に理解できるよう、丁寧な周知に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第91号 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例、報告第31号 専決処分について（令和8年度水戸市一般会計補正予算（第2号）（ただし、別表中歳出を除く））についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決、承認すべきものと決定いたしました。

記

議案第91号、議案第92号、議案第96号、議案第97号、議案第98号（ただし、第1表中歳出中第3款及び第2表債務負担行為補正を除く）

以上、原案を認める。

報告第31号（ただし、別表中歳出を除く）

承認する。

上記のとおり報告する。

令和8年9月30日

水戸市議会議長 袴塚孝雄様

総務環境委員会

委員長 森 正 慶